

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和4年4月22日（金） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	杉浦 正紀推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、松井主査、曾我主事、池田主事、白野
議事録署名者	2 都築 英治 委員 12 中尾 充紀 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は2 都築 英治委員 12 中尾 充紀委員

また、欠席者は5 杉浦 正紀 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第15号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1 第15号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号16から18及び設定2・3の計5件です。

申請内容は、売買が3件、使用貸借による権利の設定が1件、賃借権の設定が1件です。譲受人の理由は、農耕に精進するため4件、農業経営規模の拡大を図るため1件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるため5件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田17, 168㎡、畑221㎡、合計17, 389㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第16号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第17号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2 第16号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号5の1件で、転用目的は、農業用倉庫及び納屋の増築です。申請面積は、田221㎡、畑240㎡です。

続きまして日程第3第17号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号32から42までの11件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が6件、通路が1件、資材置場が1件、資材置場及び駐車場の建設が1件、資材置場、現場事務所及び土嚢置場への一時転用が1件、粘土採掘場への一時転用が1件です。

面積につきましては、田8,283.00㎡、畑2,157.97㎡、合計10,440.97㎡です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号41につきまして、別冊の資料でご説明します。

申請日は令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する田を転用し、資材置場、現場事務所及び土嚢置場として一時転用するものです。なお、本件の受人は●●が発注している半田市から安城市にかけてガスパイプライン推進工事のうち、●●町●●から●●町●●までの区間を請け負うこととなっており、このたび半場川及び朝鮮川を地中横断する推進工法を実施するため、申請地を資材置場、現場事務所及び土嚢置場として一時転用することで、安全かつ着実に推進するために本申請を検討するに至りました。

資料を1枚めくっていただいた見開き2枚が位置図となっており、申請地は図の丸囲いの部分で、●●町・●●町・●●町にそれぞれ申請地がございます。なお、全ての申請地が安城市農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地に該当しますが、本件は、期間を19か月とする一時転用で、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断されますので、許可基準を満たしております。

次に、資料をめくっていただき、左のページが●●町に係る申請地、右のページが●●町に係る申請地、もう1枚めくっていただき左のページが●●町における申請地となっております。これらは隣接地の地目が記載してありますのでご確認ください。

次に土地利用計画図ですが、右側のページがまず●●町の申請地で、●●町●●の1筆でございます。こちらは全体面積644㎡のうち25㎡を法面を保護するための土嚢置場として使用する計画となっております。

資料をめくっていただき左側のページが●●町の申請地で、●●町●●の5筆でございます。こちらの全体面積は2,333㎡となっております、現場事務所及び資材置場として使用する計画となっております。

右側のページが●●町の申請地で、●●町●●の3筆でございます。こちらは全体面積が2,574㎡となっており現場事務所及び資材置場として使用する計画となっております。

事業期間につきましては、令和4年6月1日から着工し、令和5年12月31日まで利用する計画となっております。

利用期間終了後は農地復元計画に基づいて、仮造成した良質土及び保護シートを全て取り除き、埋め戻しは申請地から仮置きした耕作土を再利用することで、復元前と同じ状態の、利用に影響のない状態に復元する計画です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む4条、5条申請あわせて12件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号39及び42です。別紙地図にて場所のご確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、4月13日水曜日に太田良子委員と山村京子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 杉浦 泰昭推進委員

私は●●町に住んでいるので、●●町の転用しか聞いていませんでしたが、安城市全体でこれだけ多くの転用計画があるとは夢にも思わなかったです。申請をしに来た業者は非常に不親切だと思います。小さな計画だからいいでしょうと、押印を急ぐ感じで申請しに来ました。今後、●●町に関係なくとも全体の工事の説明をするようにお願いします。

○ 曾我主事

基本的には、事業者の方ではなく代理人が申請を行います。代理人には、事業全体がわかるよう説明するよう指導しておりますが、十分に指導が行き届いていなかったようです。この件について代理人である行政書士に再度指導させていただきます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第18号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第18号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

令和4年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。

農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとするとなっておりますのでご審議をお願いします。

今回は、耕作者の入れ替えに伴う権利の移転となります。

権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっております。

権利の移転をする農地の面積の合計は、5筆、12,808㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただくことになります。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、都築英治委員に関する事項について審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に係る配分計画案は、1ページ目の表の上から2

人目、3人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

了承の声がありますので、都築英治委員に係る配分計画案は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この部分の配分計画案は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、ただいま審議した部分を除く配分計画案について審議いたします。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします

全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第4号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第4号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号36から43の8件です。

転用行為別にみますと、駐車場の設置が3件、戸建賃貸住宅の建築が1件、住宅及び車庫兼物置の建築が1件、住宅及び車庫の建築が1件、共同住宅の建築が2件です。

面積は、田3,930㎡、畑604㎡の合計4,534㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号38から46の9件です。

転用行為別にみますと、住宅の建築が4件、店舗付住宅の建築が1件、駐車場の設置が2件、共同住宅の建築が1件、分譲住宅が1件です。

面積は、田636㎡、畑2,233㎡の合計2,869㎡となっております。

続きまして、買受適格証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3・4の2件です。

面積は、畑402㎡です。

強制競売にかけられた農地の所有権を取得したい場合に裁判所の入札に参加するために買受適格証明書が必要となりますので、同じ土地となります。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号30から50の21件です。

解約事由別にみますと、利用権を設定するためが17件、労力不足のためが1件、収用のためが1件、転用するためが1件、売却するためが1件です。

面積は、田33,096.36㎡、畑1,482㎡の合計34,578.36㎡となっております。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1の1件です。

変更事由としましては、新規採掘場を追加し、同時にこれまで通路用地として利用してきた部分を採掘場に変更するためです。

面積は、田6,898㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について松井主査から次のとおり説明があった。

・令和4年度安城市農業委員会活動計画（案）について

では、1ページ、資料1をご覧ください。

まず、この活動計画というのは、農業委員会等に関する法律の第6条に規定される農業委員会の所掌事務のうち、本市農業委員会が行う活動の概要を記載することにより、その年の活動を前もってご認識いただくために作成しているものでございます。そして、ご覧いただいている1ページからのものが、令和4年度の計画（案）です。

ここに挙げた各事業名の下には、令和4年度の予算額と、カッコ内には前年度、すなわち令和3年度の予算額及び決算額を記載しております。

では、内容について順にご説明いたします。

前文に続いてまず、「1農地の権利移動、転用等」でございしますが、例年どおり、毎月の定例会で農地法に基づく許可等を審査します。表には、1月の定例会でもご報告いたしました農地法3条、4条及び5条関係の実績を記載しております。

続きまして、「2農地の保全」については、農地パトロール、広報紙等を通じて啓発活動を行うとともに、不耕作地についての意向確認や無断転用の指導を行います。予算額88万2千円は、農地利用状況調査の謝礼分でございます。

続きまして、2ページに移りまして「3農業振興地域の整備に関する法律及び

農地法等申請に伴う現地調査については、農振除外及び農地転用に伴う現地調査につきまして、毎月2名の農業委員の方にご協力いただき、実施してまいります。予算額16万8千円は、議員の日当となっております。

また、農地法第3条の申請につきましては、事務局で現地確認をいたしますが、地域における農業の取組みを阻害するような権利取得を排除するため、地元の農地利用最適化推進委員の現地調査を、意見書の作成に付随して個別にお願いすることもあります。

次に、「4農地等利用関係紛争処理」につきましては、農地等の利用関係に係る紛争防止のために、及び当事者からの和解仲介の申出があった時は、会長が指名する3人の仲介委員が和解の仲介を行います。

続きまして、「5農地移動適正化あっせん」につきましては、農業委員会が農業振興地域内の農用地の売買を希望する農家の間に立ち、あっせんを行います。この場合の売り手には譲渡税の特別控除(800万円)のメリットがありますが、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなれません。令和3年度に1件の申出があり、成立しております。決算額は指名されたあっせん委員の謝礼分です。

続きまして、「6農地の利用集積と集約化の促進」につきましては、農地中間管理事業による賃借権等の設定を推進することにより、担い手の経営規模拡大と生産性の高い農業経営を確立するため、対象農地の掘り起こしと効率的な利用を促進します。

続きまして、3ページをご覧ください。「7粘土採掘場現地調査」につきましては、これまで同様、春・秋の年2回実施し、農地利用最適化推進委員それぞれ4名ずつご出席いただきます。予算5万6千円は、その謝礼の合計額となっております。

続きまして、「8農地相談会」につきましては、年1回程度、愛知県西三河事務所にご協力をいただきまして、職員を派遣していただき実施する予定です。

次に、「9農地の賃借料情報の提供」につきましては、過去1年間における農地の実勢賃借料を調査し、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、平均額・最高額・最低額を市公式ウェブサイトで公表します。ちなみにこの表は、2月の農業委員会でもご説明いたしましたが、令和2年11月からのおよそ1年間の賃借料情報を集計し、現在、目安として公表しているものでございます。

次に、「10経営改善支援」でございますが、認定農業者の経営改善のため必要となる情報の収集及び提供、研修会や意見交換会を行うとともに、家族経営協定の普及推進を図ります。令和3年度の決算額が0円となっておりますが、令和3年度は地域担い手育成総合支援協議会が書面開催となったことです。

なお、(1)と(2)には、令和4年1月現在の認定農業者数及び家族経営協定締結農家数を記してございます。

続いて、4ページに移りまして、「11 農業者年金普及」では、年1回愛知県農業会議の担当者を招き、説明会や相談会を行う予定です。

続きまして、「12 新規参入促進」については、地域において新たに農業経営に参入する話がございましたら、地域における受入条件の調整や整備を図るとともに、後見人等の役割をお願いいたします。

続きまして、「13 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出」につきましては、24期体制の終わりごろに、市長へ提出することを目標としたいと考えております。

最後に、「14 その他」として、「先進地視察及び研修」についてでございますが、表にはこれまでの実績が記載してあります。なお、令和4年度以降の視察等につきましては、感染症の影響を考慮しながら方針を決定したいと考えております。

以上、ご説明申し上げました案についてご意見がございましたら、今月末までに事務局へお寄せいただきたいと思います。その後、いただいたご意見をもとに修正を加え来月の定例会で承認いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

まず、「1」「令和3年度集落別生産調整実施結果」について、吉田主事補から説明があった。

5ページの資料2をご覧ください。令和3年度集落別生産調整の実施結果は表のとおりです。

地区ごとに達成、未達成がありますが、安城市全体としては生産数量目標を達成しております。以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2番以降について、次の通り松井主査から説明があった。

まず、「2」、恒例の「ふれあい田んぼアート2022」でございますけども、

5月15日（日）に決定しております。定員、300名程度で行う予定です。

「3」の「農業委員会会長・事務局長会議」ですが、5月19日（木）に名古屋銀行協会で開催されますので、会長が出席され、事務局課長が随行をいたします。

次に、「4 提出物」ですが、農業委員会活動記録簿集計表の提出をお願いします。

次に、「5 配布物」につきましては、今年度の安城市職員名簿が出来上がりましたので、お配りいたしました。

最後に、「6」の「次回予定」ですが、今回は、5月23日（月）の午後1時30分から、本庁舎3階第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催する予定です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。